

令和5年度

第2回

三木市国民健康保険運営協議会

令和6年1月25日

三木市健康福祉部 医療保険課

## 目 次

令和 5 年度 国民健康保険事業状況 . . . . . 1～10

令和 5 年度 国民健康保険特別会計決算見込み . . . . . 11～12

令和 6 年度 国民健康保険事業について（案） . . . . . 13～17

令和 6 年度 国民健康保険特別会計予算（案） . . . . . 18～19

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業（別紙 1） 20～21

# 令和5年度 国民健康保険事業状況

## 1. 加入状況

令和5年12月末時点の国民健康保険の加入者は、市全人口の約20%、市全世帯数の約28%を占めています。年齢別では、60歳から75歳未満で約60%を占めており、高齢受給者証の対象となる70歳以上は約33%です。

### (1) 三木市国民健康保険加入状況

(各年度末現在)

年度	総 数		国 保 加 入 者		国保加入率 %		国保加入伸び率 %	
	世帯数	人 口	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数
30	33,729	77,552	11,344	18,375	33.6	23.7	△3.60%	△4.53%
R1	34,033	76,929	11,091	17,707	32.6	23.0	△2.23%	△3.64%
R2	34,242	76,121	10,974	17,276	32.0	22.7	△1.05%	△2.43%
R3	34,250	75,233	10,606	16,484	31.0	21.9	△3.35%	△4.58%
R4	34,459	74,411	10,132	15,526	29.4	20.9	△4.47%	△5.81%
R5 12月	34,631	74,028	9,796	14,817	28.3	20.0	△3.32%	△4.57%



定年後の継続雇用の拡大や、被用者保険の加入要件の緩和に加え、75歳を迎えて後期高齢者医療制度へ移行される方が増えているため、国保加入者は年々減少しています。

### (2) 年齢別加入状況

令和5年12月末現在

年齢	0～9	10～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～74	合計
加入者数	468	721	747	893	1,471	1,828	3,852	4,837	14,817
割合	3.2%	4.9%	5.0%	6.0%	9.9%	12.3%	26.0%	32.7%	100.0%

※加入者数は遡って資格得失した方を含むため、公表している数とは一致しない。



## 2. 保険税の状況

### (1) 保険税収納状況（現年度分）全被保険者

年度	区分	保 険 税 収 納 額 (千円)	一世帯当たり 保険税収納額 (円)	一人当たり 税収納額 (円)	% 対前年比	% 収納率
R1 R2 R3 R4 R5 12月	R1	1,486,468	131,990	82,039	100.3	93.4
	R2	1,452,322	130,616	82,373	100.4	94.3
	R3	1,415,665	129,782	82,869	100.6	95.1
	R4	1,566,985	150,267	97,123	117.2	94.3
	R5	1,044,408	104,786	68,851	-	67.7

### (2) 一人当たり保険税額（当初賦課時点）

年度	区分	R1	R2	R3	R4	R5
	保険税額 (円)	86,164	86,990	86,328	101,592	99,807

### 北播磨5市の比較（令和5年度当初賦課）

区 分		三木市	小野市	加西市	加東市	西脇市
医療分	所得割	7.20%	7.80%	7.00%	6.90%	6.79%
	均等割	31,000円	29,000円	27,000円	29,800円	29,400円
	平等割	20,000円	24,000円	18,500円	19,300円	19,100円
後期支援分	所得割	2.90%	2.80%	2.80%	2.81%	2.81%
	均等割	12,000円	10,500円	9,000円	11,800円	11,900円
	平等割	8,000円	8,000円	8,000円	7,600円	7,700円
介護納付金分	所得割	2.70%	2.60%	2.70%	2.64%	2.64%
	均等割	14,000円	12,000円	10,000円	13,800円	13,900円
	平等割	7,000円	6,500円	7,000円	6,700円	6,800円
一人当たり調定額		99,800円	101,400円	95,000円	102,000円	98,800円
●税額（前年所得300万円 被保険者数4人（40歳以上の親2人、小学生2人）の場合）						
年税額		563,800円	559,600円	518,600円	544,900円	541,100円

令和5年度の三木市の税率は県の示す標準保険税率と同水準となっています。また、北播磨5市の適用税率とも同水準の税率となっています。

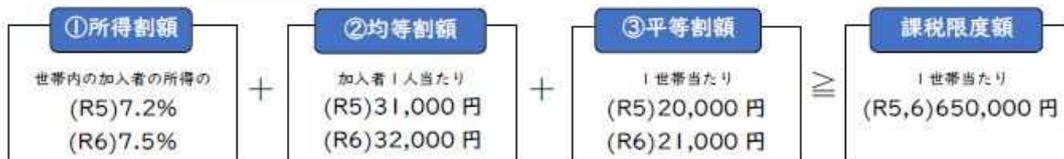
### (3) 三木市国民健康保険税率

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(医療分) 基礎課税分	所得割	6.50%	6.50%	7.60%	7.20%	※1 7.50%
	均等割	25,000	25,000	31,000	31,000	※1 32,000
	平等割	20,000	20,000	23,000	20,000	※1 21,000
	賦課限度額	630,000	630,000	650,000	650,000	650,000
分 後期高齢者支援金	所得割	2.30%	2.30%	2.60%	2.90%	※1 3.00%
	均等割	9,000	9,000	10,000	12,000	※1 13,000
	平等割	7,000	7,000	7,500	8,000	※1 8,000
	賦課限度額	190,000	190,000	200,000	220,000	※1 240,000
分 介護納付金分	所得割	2.00%	2.00%	2.30%	2.70%	※1 2.70%
	均等割	8,000	8,000	11,000	14,000	※1 14,000
	平等割	6,000	6,000	6,500	7,000	※1 7,000
	賦課限度額	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000
一人当たり保険税		86,990	86,328	101,592	99,807	※2 105,000
伸び率		0.96%	△0.76%	17.70%	△1.76%	5.2%
備考		基礎課税分、 介護納付金 限度額改定	全て据え置き	三木市財政健全 化計画に基づき 改正(R3.12)、限 度額改定	納付金の減によ り再度税率改正	納付金の減・医 療費の増などに より再度税率改 正

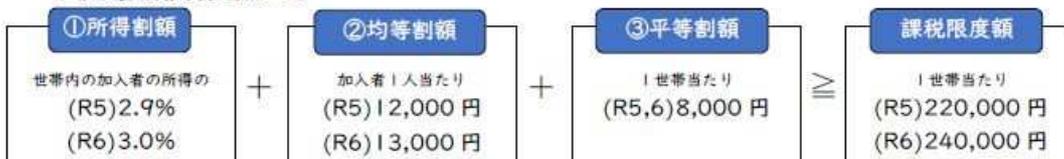
(※1) 税率改定及び後期高齢者支援金分の賦課限度額の引き上げは、3月議会に税条例改正案を上程する予定です。

(※2) 令和6年度一人当たり保険税額は、令和4年中の所得により試算したものです。

#### ◆基礎課税分(医療分)◆



#### ◆後期高齢者支援金◆



#### ◆介護納付金◆



#### (4) 標準保険税率<sup>※1</sup> (三木市)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(医療分) 基礎課税分	所得割	8.22%	8.06%	7.25%	7.14%	7.51%
	均等割	33,861	33,314	31,305	30,906	31,935
	平等割	23,397	22,908	20,380	20,025	20,930
	賦課限度額	630,000	630,000	650,000	650,000	650,000
後期高齢者 支援金分	所得割	2.75%	2.81%	2.67%	2.81%	3.01%
	均等割	11,164	11,328	11,188	11,811	12,492
	平等割	7,714	7,790	7,284	7,653	8,187
	賦課限度額	190,000	190,000	200,000	220,000	※2 240,000
介護納付金分	所得割	2.48%	2.56%	2.63%	2.64%	2.71%
	均等割	12,889	13,011	13,556	13,845	13,972
	平等割	6,477	6,595	6,731	6,757	6,999
	賦課限度額	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000
一人当たり保険税		※4 104,000	※4 109,000	※4 102,000	※4 102,500	※3 104,500
伸び率		—	4.8%	▲ 6.4%	0.5%	2.0%

(※1) 標準保険税率：都道府県が毎年度、厚生労働省で定めるところにより、都道府県内の市町ごとの保険税率の標準的な水準を表す数値。1月に示される標準保険税率を参考に市町ごとに次年度の保険税率を決定します。

(※2) 後期高齢者支援金分の賦課限度額の引き上げは、3月議会に税条例改正案を上程する予定です。

(※3) 令和6年度一人当たり保険税額は、令和4年中の所得により試算したものです。

(※4) N年度の一人当たり保険税額は、N-2年中の所得により試算した時点のものです。

#### ◆基礎課税分 (医療分)

加入者が診療を受けたときの医療費の支払いに充てるものです。

#### ◆後期高齢者支援金分

75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度の医療費に充てるものです。

#### ◆介護保険納付金

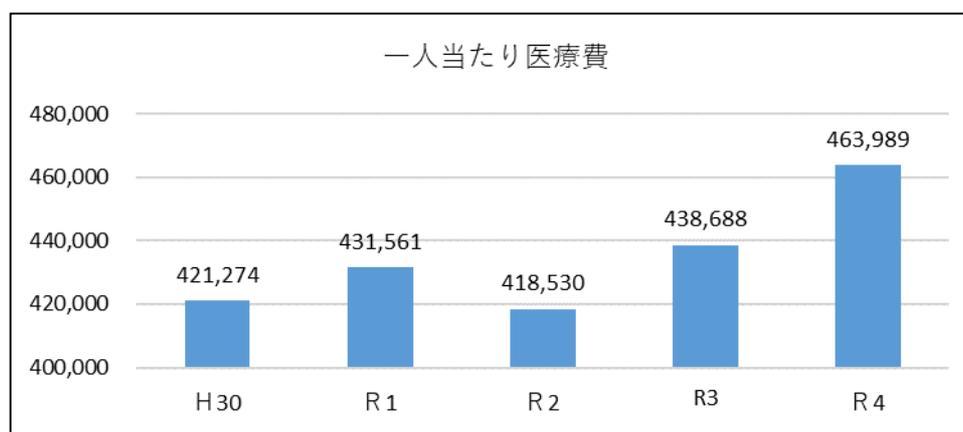
介護保険料分です。40歳から64歳の方は保険税と合わせて納めます。

65歳以上の方は、介護保険料は別に納めます。

### 3. 給付状況

#### (1) 医療費

年度	医療費総額(千円)	伸び率	一人当たり医療費(円)	伸び率
H30	8,002,091	▲1.68%	421,274	3.43%
R1	7,819,446	▲2.28%	431,561	2.44%
R2	7,379,106	▲5.63%	418,530	▲3.02%
R3	7,494,099	1.56%	438,688	4.82%
R4	7,485,994	▲0.11%	463,989	5.77%

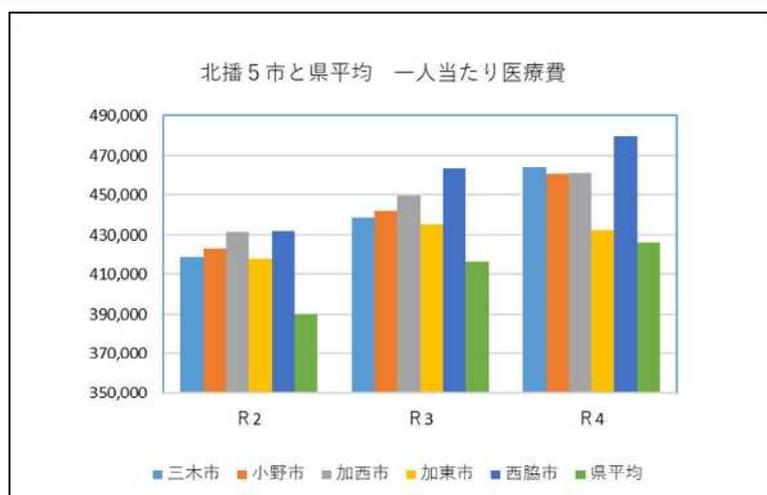


令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大による医療機関受診控えのため医療費は減少しましたが、令和3年度は例年並みの水準に戻っています。令和4年度は医療の高度化等の影響もあり、更に伸びています。なお、令和4年度の三木市の一人当たりの医療費水準は、県内で13番目の高さとなっています。

一人当たり医療費 北播5市と県平均

(単位：円)

年度	三木市	小野市	加西市	加東市	西脇市	県(市町)平均
R2	418,530	423,027	431,593	417,536	431,967	390,197
R3	438,688	441,685	449,827	435,041	463,274	416,281
R4	463,989	460,679	460,857	432,518	479,401	426,137



近隣市においても、県平均を上回り、北播磨地域は一人当たり医療費が高い地域となっています。

#### 4. 財政状況

##### (1) 決算収支

令和5年度における決算(見込み)

収入総額	8,832,569	千円
支出総額	8,738,159	千円
<b>決算収支</b>	<b>94,410</b>	<b>千円</b>

##### (2) 決算収支の推移

単位：千円

年度	収入	支出	差引
R1	9,206,437	9,403,844	△197,407
R2	8,956,088	9,241,734	△285,646
R3	9,374,723	9,374,723	0
R4	9,009,580	8,923,394	86,186
R5(見込)	8,832,569	8,738,159	94,410

R5年度も標準保険税率と同水準の適用税率としており、赤字補てん目的の法定外繰入を行うことなく、黒字決算となる見込です。

## 5. 保健事業の状況

### (1) 特定健診受診率（法定報告）

年度	対象者	受診者数	受診率		県平均 受診率
			順位		
R1	13,240人	3,842人	29.0%	39	34.1%
R2	13,004人	3,515人	27.0%	35	30.9%
R3	12,484人	3,984人	31.9%	32	33.0%
R4	11,506人	4,368人	38.0%	20	34.2%

R4年度の受診率38.0%は、前年度の過去最高値を6.1%更新しました。  
また、初めて県平均受診率を上回りました。

### (2) 特定保健指導実施率（法定報告）

年度	動機付け支援		積極的支援		保健指導		県平均 実施率
	対象者	終了者数	対象者	終了者数	実施率	順位	
R1	418人	168人	102人	31人	38.3%	21	26.6%
R2	365人	170人	92人	35人	44.9%	12	26.8%
R3	465人	256人	90人	39人	53.2%	8	28.9%
R4	459人	159人	114人	41人	34.9%	23	30.0%

特定健診受診率が向上し、特定保健指導の対象者となる方が増えたことに加え、毎年保健指導の対象となる方などが保健指導の継続を希望されず、保健指導の終了者が減少しました。

### (3) 受診率向上に向けた取組

#### ア 特定健診受診料の無料化を継続

令和4年度から特定健診の受診料を無料とし、令和5年度も引き続き特定健診受診料を無料としています。

#### イ 積極的な受診勧奨

従来のはがきによる受診勧奨に加え、電話による受診勧奨を引き続き実施しました。

また、受診率が低い40代・50代の方のはがきには「動く手紙（二次元コードをスマートフォンで読み込むと、メッセージ動画が流れる）」を取り入れ、受診行動につながる勧奨を行いました。

### ウ みなし健診

令和2年度から三木市医師会の協力を得て「みなし健診」を開始しました。令和2年度は274名、令和3年度は341名、令和4年度は328名の検査結果の情報提供がありました。令和5年度もKDBシステムを利用し「みなし健診」の対象と思われる方に対してお知らせ通知を発送し、情報提供の依頼をしています。（令和5年10月27日に1,691名に発送。）

### エ 町ぐるみ健診推進パートナーシップ協定

令和3年度から開始した取組ですが、令和3年度に締結した7つの事業者に加え、令和4年度に1事業者、令和5年度も1事業者と新たに協定を締結しました。協定締結事業者とともに、健診の受診率向上に向けて取組を進めています。

（令和5年度新たに協定を締結した事業者）

協定相手	協定年月日	内 容
グリコマニュファクチャリングジャパン株式会社兵庫工場	R5.9.1	・事業所における受診啓発リーフレットの配架 ・健康フェア等のイベントへの参画（予定）

#### ※令和4年度までの協定締結事業者

第一生命保険株式会社明石支社、生活協同組合コープこうべ第4地区本部、兵庫ヤクルト販売株式会社、兵庫県厚生農業協同組合連合会、吉川町商工会、三木市薬剤師会、マックスバリュ西日本株式会社、株式会社ケーエスケー

令和5年7月9日に本協定締結企業とコラボした「みっきい☆健康ミニフェスタ」をコープこうべ三木緑が丘店で実施しました。

### （参考）令和5年度特定健診の受診状況

受診者数 3,288名（母数12,857名） 受診率：25.57%

※受診者数は、集団健診（12月実施分まで）と個別健診（11月実施分まで）の計

（参考・令和4年度の同期間の計）

受診者数 3,489名（母数13,825名） 受診率：25.24%

#### (4) 生活習慣病予防事業の実施

町ぐるみ健診（特定健診）は、受けたら終わりではなく、異常があった場合は、医療機関の受診や、特定保健指導を受けることが大切です。

昨年度に引き続き、前年度（令和4年度）の町ぐるみ健診受診者のうち、「集団健診受診者で要医療となっているにも関わらず医療機関を受診していない者」及び「個別健診受診者で特定保健指導の対象者となる者」について、電話による保健指導（健診事後フォロー）を行いました。

（247名に実施）

#### (5) みっきい☆健康アプリの活用

健康づくりを行いながら、デジタル社会に慣れ親しんでいただくため、スマートフォンのアプリケーションを活用した「みっきい☆健康アプリ」を令和4年10月から開始しています。（登録者数：約5,650人）

1周年となる令和5年10月に、3か月間の「みっきい☆健康チャレンジ」を実施し、自らの健康に興味を持つきっかけづくりを行いました。

※18歳以上の三木市民を対象とした事業です。

※国保加入者以外の市民も対象となることから、予算は一般会計で計上しています。

※みっきい☆健康チャレンジの内容

3か月後（令和5年12月末）の目標体重を設定し、目標体重をクリアした方に、100ポイントを付与するもの。期間中、ひと月に15日以上体重の入力が必要。1,306人が参加しました。



## 6. その他

#### (1) 新型コロナウイルス感染症関係

令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられたことから、同日以降、療養のため労務に服することができなかった期間があった場合の傷病手当金の支給を終了しました。

また、令和5年度以降の新型コロナウイルス感染症に関する国民健康保険税の減免制度も終了しました。

## **(2) 産前産後期間相当分の国民健康保険税の減額制度の開始（令和6年1月）**

「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、施行日（令和6年1月1日）以降の産前産後期間相当分の国民健康保険税を減額することとなりました。

令和5年12月議会で関係条例を改正し、三木市においても届出受付を開始し、減額措置を適用しています。

### **ア 減額対象者**

出産被保険者が属する場合における当該納税義務者

### **イ 減額期間**

単胎妊娠：出産予定日の属する月の前月から出産予定月の翌々月(4月)

多胎妊娠：出産予定日の属する月の3月前から出産予定月の翌々月(6月)

### **ウ 減額する額**

出産被保険者の所得割及び均等割のうち減額期間相当額

## **(3) 三木市国民健康保険出産費資金貸付条例の廃止**

### **ア 条例の内容**

出産育児一時金の支給を受けるまでの間、出産育児一時金の支給に係る出産に要する費用を支払うための資金を貸し付けるものです。

### **イ 廃止理由**

平成21年度に市から医療機関へ出産育児一時金を支給する「直接支払制度」が導入されました。それにより、平成22年度以降は同資金の貸付実績がなく、今後も制度の利用が見込めないことから廃止します。

### **ウ 施行日**

令和6年3月議会で廃止の議案を上程し、令和6年4月1日を施行日とします。

## **(4) 口座振替の推進**

口座振替による納付を推進するため、令和5年11月16日に、口座振替勧奨文書を送付しました。（既に口座振替の世帯や、年金特徴世帯は除く）

# 令和5年度 国民健康保険特別会計決算見込み（歳入）

（単位：千円）

科 目		令和4年度 決算額 (A)	令和5年度 決算見込額 (B)	前年差 (B)-(A)	増減の主な理由	
保 険 税	一般被保険者	1,626,113	1,488,590	△ 137,523	被保険者数減	
	退職被保険者	1,351	902	△ 449	対象者なし 滞納繰越分	
	計	1,627,464	1,489,492	△ 137,972		
補 助 金	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	271	172	△ 99		
県 補 助 金	普通交付金	6,445,549	6,283,220	△ 162,329	被保険者数の減	
	特 別 交 付 金	保険者努力支援分	30,464	34,706	4,242	保健事業実施による増額
		特別調整交付金分	53,423	49,362	△ 4,061	
		県繰入金2号分	158,284	160,000	1,716	
		特定健診負担金	18,652	15,494	△ 3,158	
		小計	260,823	259,562	△ 1,261	
計	6,706,372	6,542,782	△ 163,590			
繰 入 金	一般会計繰入金（法定内）	625,367	650,575	25,208	軽減適用者増による基盤安定繰入金の増	
	一般会計繰入金（法定外）	37,364	35,087	△ 2,277	※R4,R5ともに赤字補てん目的の法定外繰入はなし	
	基金繰入金	0	5,000	5,000	出産費資金貸付基金の取崩し	
	計	662,731	690,662	27,931		
繰越金		0	86,186	86,186	R4年度決算剰余金	
その他の収入		12,742	23,275	10,533		
合計		9,009,580	8,832,569	△ 177,011		

# 令和5年度 国民健康保険特別会計決算見込み（歳出）

（単位：千円）

科 目		令和4年度 決算額 (A)	令和5年度 決算見込額 (B)	前年差 (B)-(A)	増減の主な理由		
総務費		99,637	111,623	11,986	納期回数増や納付書改修等のためのシステム改修の増		
保 険 給 付 費	一 般 被 保 険 者	療養給付費	5,505,300	5,377,206	△128,094	被保険者数の減少による給付費減。一人当たり医療費は上昇を見込む。	
		療養費	42,737	44,560	1,823		
		小計	5,548,037	5,421,766	△126,271		
		高額療養費	820,935	818,194	△2,741		
		出産育児諸費	15,116	22,510	7,394		R5.4.1から出産育児一時金が42万円から50万円になったため
		葬祭費	7,000	5,500	△1,500		
		移送費	0	20	20		
		結核医療附加金	6	100	94		
		合計	6,391,094	6,268,090	△123,004		
	被 退 保 職 保 険 者 等	療養給付費・療養費	0	0	0	対象者なし 過年度給付分	
		高額療養費	0	0	0	対象者なし	
		小計	0	0	0		
	審査支払手数料		16,080	15,458	△622		
傷病手当金		1,233	200	△1,033	R5.5.8以降分の罹患は適用外		
計		6,408,407	6,283,748	△124,659			
国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金	医 療 費 分	一般分	1,600,972	1,489,095	△111,877	被保険者数の減少	
		退職分	1,566	754	△812		
	者 後 支 期 等 支 援 金 分	一般分	507,633	496,050	△11,583		
		退職分	887	321	△566		
	介護納付金分		175,726	169,820	△5,906		
	計		2,286,784	2,156,040	△130,744		
保健事業費		63,072	72,562	9,490	特定健診事業の拡充		
積立金		0	43,760	43,760	R4黒字分を基金に積立て（返還金精算後分）		
その他の支出（返還金等）		65,494	70,426	4,932			
合計		8,923,394	8,738,159	△185,235			
歳入歳出差引		86,186	94,410	8,224			

## 令和6年度国民健康保険事業について(案)

令和3年11月に策定した「三木市国民健康保険財政健全化計画」の計画期間の最終年度となります。本計画に基づき、引き続き財政の健全化に取り組めます。

また、令和6年12月2日から健康保険証が廃止されることに伴い、資格確認書や資格確認のお知らせを交付することとなります。被保険者の方には保険証送付時等の様々な機会において、周知を行っていきます。

### I 国民健康保険税条例の改正

#### (1)改正の理由

令和3年11月に策定した三木市国民健康保険財政健全化計画に基づき、令和4年度から令和6年度までの国民健康保険税率改正案を令和3年12月議会に上程し、議決されました。

しかし、令和4年度の納付金算定において、県が県基金や剰余金の一部を納付金財源として投入したことにより納付金総額が下がりました。その結果、三木市に配分される納付金額も見込みよりも減り、令和4年度の時点で、県の示す標準保険税率と三木市の適用税率がほぼ同水準となりました。

また、令和4年11月に、兵庫県が「兵庫県における保険料水準の統一に向けたロードマップ」を策定し、その中で、今後も計画的に県基金や剰余金の一部を納付金財源として投入することなどが明記されました。

このため、令和6年度についても、令和5年度と同様に、令和3年12月議会で決定した税率のままとした場合、県の示す標準保険税率よりも大幅に高い税率となってしまうため、県の示す令和6年度の納付金の本算定額及び標準保険税率を基準とし、収支均衡及び再び赤字に陥らないための税率となるよう、再度、税率改定を行います。

なお、令和5年度と比較して、県全体の一人当たり給付費の増(3.6%増を見込む)、後期支援金算定単価の増(2.6%増を見込む)などの要因があるため、国民健康保険税率は令和5年度税率よりも上がります。

また、地方税法施行令の一部改正に伴い、後期高齢者支援金分に係る課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準についても引き上げます。

## (2)改正の内容

### ア 税率改正

	基礎課税分(医療分)			後期高齢者支援金分			介護納付金分			合計		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
R6 現在①	9.10	38,500	26,000	3.00	12,000	8,000	2.80	14,000	7,500	14.90	64,500	41,500
R6 改定②	7.50	32,000	21,000	3.00	13,000	8,000	2.70	14,000	7,000	13.20	59,000	36,000
差(②-①)	▲1.6	▲6,500	▲5,000	0	1,000	0	▲0.1	0	▲500	▲1.7	▲5,500	▲5,500

### (参考)標準保険税率との差

	基礎課税分(医療分)			後期高齢者支援金分			介護納付金分			合計		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
R6 標準③	7.51	31,935	20,930	3.01	12,492	8,187	2.71	13,972	6,999	13.23	58,399	36,116
R6 改定②	7.50	32,000	21,000	3.00	13,000	8,000	2.70	14,000	7,000	13.20	59,000	36,000
差(②-③)	▲0.01	65	70	▲0.01	508	▲187	▲0.01	28	1	▲0.03	601	▲116

### (参考)令和5年度適用税率との差

	基礎課税分(医療分)			後期高齢者支援金分			介護納付金分			合計		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
R5 適用④	7.20	31,000	20,000	2.90	12,000	8,000	2.70	14,000	7,000	12.80	57,000	35,000
R6 改定②	7.50	32,000	21,000	3.00	13,000	8,000	2.70	14,000	7,000	13.20	59,000	36,000
差(②-④)	0.3	1,000	1,000	0.1	1,000	0	0	0	0	0.4	2,000	1,000

### ※ 一人当たりの賦課額

令和5年度 99,807円

令和6年度 105,000円(5.2%の増)

なお、三木市国民健康保険財政健全化計画策定時では、令和6年度の一人当たりの賦課額を121,000円とする予定でしたので、計画より13.2%減額させることとなります。

### イ 課税限度額

項目	現行	改正後
基礎課税分	65万円	改正なし
後期高齢者支援金分	22万円	24万円
介護納付金分	17万円	改正なし

## ウ 国民健康保険税の減額の対象となる所得基準

区分	現行	改正後
7割軽減	43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1)	改正なし
5割軽減	43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1) +29万円×被保険者数	43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1) +29万5千円×被保険者数
2割軽減	43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1) +53万5千円×被保険者数	43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1) +54万5千円×被保険者数

## 2 保健事業の充実強化

疾病の早期発見・早期治療につながり、加入者の健康的な生活を実現するために健診は重要です。令和4年度法定報告値で、特定健診受診率は、初めて県平均を上回り、受診率向上に向けた取組が、着実に結果に結びついています。しかし、目標値とはまだまだ乖離があるため、引き続き特定健診受診率の向上に向けた取組を行います。受診率の向上は、早期発見・早期治療により増え続ける医療費を少しでも抑えることや、県補助金の増額にもつながります。

令和6年度からは、更なる特定健診受診率向上をめざして、特定健診受診のインセンティブとして、10月末(予定)までの集団健診受診者に対して、健診結果に基づいた健康年齢通知を送付する取組みを開始します。

- (1) 特定健診受診料の無料化を活かした健診受診率の向上
- (2) 国保新規加入者や若年者に対する受診勧奨の強化
- (3) 専門職による特定健診受診の電話勧奨
- (4) 「みなし健診」制度の更なる周知・活用
- (5) 町ぐるみ健診推進パートナーシップ協定締結事業者との連携による健診受診率の向上
- (6) 特定保健指導実施率向上に向けた取組みの推進
- (7) 「みっきい☆健康アプリ」を活用した健康づくりの推進
- (8) 人間ドック助成事業を継続
- (9) 町ぐるみ健診受診後、要医療等となっているにも関わらず、医療機関を受診していない者への受診勧奨

- (10) 一般保健予防事業（健康教室、健康教育等）
- (11) 糖尿病性腎症重症化予防事業の実施
- (12) 重複・多剤服薬者に対する通知の送付や保健指導の実施
- (13) 【新規】特定健診受診のインセンティブとして、10月末（予定）までの集団健診受診者に対して、健診結果に基づいた健康年齢通知を送付
- (14) 【拡充】高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の実施（東部圏域に加え、南部圏域も対象とする。） → 別紙1を参照

### 3 国民健康保険税収納率向上対策の推進

保険税の収納率の向上及び滞納繰越額の縮減は、税負担の公平性の観点から極めて重要です。厳しい経済情勢の中ですが、現年課税分の収納率の向上及び滞納繰越額の縮減について、財政健全化計画に基づき目標数値を定めて取り組めます。

また、財産があるにも関わらず、納付相談等の呼びかけを再三行っても納付に応じない世帯には、差押え等の滞納処分を引き続き実施します。

【収納率の目標（括弧内は実績）】 （単位：％）

区分	R2 (参考)	R3 (参考)	R4	R5	R6	R7	R8
現年課税分	94.3	95.1	94.5 (94.3)	94.6	95.0	95.5	96.0
滞納繰越分	20.8	19.9	22.0 (19.6)	22.5	23.0	24.0	25.0

### 4 納税環境の整備

#### (1) 地方税統一QRコードの印字

令和6年度4月以降に発行する国民健康保険税の納付書に、地方税統一QRコードを印字します。これにより、これまでは金融機関で納付する場合、指定金融機関以外で納めることはできませんでしたが、全国どこの金融機関でも納付することができるようになります。（一部対象外の金融機関あり）

なお、コンビニ納付（手数料不要）、スマホアプリ決済（手数料不要）、クレジットカード決済（手数料必要）も今までどおり利用できます。

## (2)口座振替

納期ごとに納付に出向いたり納付を忘れてりする心配がなくなり、保険者にとっては収納率の向上が見込めるため、口座振替による納付を原則として、申込の勧奨を行います。

## 5 健康保険証の廃止

令和6年12月2日に、健康保険証を廃止することとなりました。  
現在想定されている廃止に向けた事務手順は次のとおりです。

### (1)令和6年7月：国民健康保険証の一斉更新

令和6年8月1日から令和7年7月31日（一部例外あり）を有効期間とした三木市国民健康保険証を発行します。その際、紐づけされているマイナンバーの一部を記載し通知（加入者情報のお知らせ）を行うことで、ご自身でも紐づけ誤りがないかどうかを確認していただくことができますようにします。

※ 保険証廃止後も、既発行済の保険証の有効期限又は令和7年12月1日のいずれか早い方までは、保険証を使用できます。

### (2)令和6年12月2日以降：新規国民健康保険証の発行廃止

マイナ保険証を保有されていない方には「資格確認書」を発行し、マイナ保険証を保有している方には「資格確認のお知らせ」を発行することとなっていますが、運用については現在検討中です。

※資格確認書の有効期限は現行保険証と同じ1年となる見込みです。

### (3)令和7年7月：「資格証明書」又は「資格確認のお知らせ」の一斉更新

マイナ保険証を保有されていない方には「資格確認書」を発行し、マイナ保険証を保有している方には「資格確認のお知らせ」を発行する予定です。

## 6 その他

### (1)退職被保険者等の経過措置等に関する規定の削除

令和6年4月1日から経過措置規定等が削除されるため、一般被保険者と退職被保険者の区別がなくなります。（対象者は令和元年度末時点で消滅していますが、国保税の滞納繰越分があるため、令和5年度時点は一般・退職の区別をしています。）

## 令和6年度 国民健康保険特別会計予算（案）（歳入）

（単位：千円）

科 目	令和5年度		令和6年度		前年対比		
	当初予算額 (A)	構成比	当初予算額 (B)	構成比	(B) / (A)		
国民健康保険税	1,556,055	18.0%	1,480,670	17.8%	95.2%		
一般被保険者	1,555,153	18.0%	-	-	R6から一般・退職の別を廃止		
退職被保険者	902	0.0%	-	-			
補 国 助 庫 金	社会保険・税番号制度システム整備費補助金	1	0.0%	1	0.0%	100.0%	
県 補 助 金	普通交付金	6,263,220	72.2%	5,917,979	71.3%	94.5%	
	特 別 交 付 金	保険者努力支援分	35,007	0.4%	40,560	0.5%	115.9%
		特別調整交付金分	13,767	0.2%	44,140	0.5%	320.6%
		県繰入金2号分	131,390	1.6%	139,519	1.7%	106.2%
		特定健診負担金	17,038	0.2%	14,388	0.2%	84.4%
		小計	197,202	2.3%	238,607	2.9%	121.0%
	計	6,460,422	74.5%	6,156,586	74.2%	95.3%	
繰 入 金	一般会計繰入金（法定内）	583,238	6.8%	605,680	7.3%	103.8%	
	一般会計繰入金（法定外）	46,176	0.5%	37,710	0.5%	81.7%	
	財政調整基金繰入金	1	0.0%	1	0.0%	100.0%	
	計	629,415	7.3%	643,391	7.8%	102.2%	
繰越金	1	0.0%	1	0.0%	100.0%		
その他の収入	21,106	0.2%	18,945	0.2%	89.8%		
合計	8,667,000	100%	8,299,594	100%	95.8%		

※R6.1.25時点

# 令和6年度 国民健康保険特別会計当初予算（案）（歳出）

（単位：千円）

科 目		令和5年度		令和6年度		前年対比
		当初予算額 (A)	構成比	当初予算額 (B)	構成比	(B) / (A)
総 務 費		116,383	1.3%	124,408	1.5%	106.9%
保 険 給 付 費	療養給付費	5,377,206	62.1%	5,050,055	60.9%	93.9%
	療養費	44,560	0.5%	43,305	0.5%	97.2%
	小計	5,421,766	62.6%	5,093,360	61.4%	93.9%
	高額療養費	798,194	9.2%	782,121	9.4%	98.0%
	出産育児諸費	22,510	0.2%	22,510	0.2%	100.0%
	葬祭費	5,500	0.1%	5,500	0.1%	100.0%
	移送費	20	0.0%	20	0.0%	100.0%
	結核医療附加金	660	0.0%	50	0.0%	7.6%
	小計	6,248,650	72.1%	5,903,561	71.1%	94.5%
	審査支払手数料	15,458	0.2%	14,696	0.2%	95.1%
	傷病手当金	2,100	0.0%	0	0.0%	皆減
	計	6,266,208	72.3%	5,918,257	71.3%	94.4%
国民健康 保険事業 費納付金	医療費分	1,489,850	17.2%	1,467,312	17.7%	98.5%
	一般分	1,489,096	17.2%	-	-	R6から一般・退職の別を廃止
	退職分	754	0.0%	-	-	
	後期高齢者支援金等分	496,373	5.7%	496,384	6.0%	100.0%
	一般分	496,051	5.7%	-	-	R6から一般・退職の別を廃止
	退職分	322	0.0%	-	-	
	介護納付金分	169,820	2.0%	169,182	2.0%	99.6%
計	2,156,043	24.9%	2,132,878	25.7%	98.9%	
保健事業費		85,834	1.0%	82,049	1.0%	95.6%
その他の支出（返還金等）		22,532	0.3%	22,002	0.3%	97.6%
予備費		20,000	0.2%	20,000	0.2%	100.0%
合計		8,667,000	100%	8,299,594	100%	95.8%

※R6.1.25時点

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業  
「みっきい☆シニア健康サポート事業」

1 目的

国民健康保険加入者は、75歳になると後期高齢者医療保険制度に移行するため、保健事業（生活習慣病予防など）が、中断していました。このため、令和5年度から、65歳以上の高齢者に対して「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」として国保世代からの切れ目のない保健事業として、疾病の重症化予防に着目したフレイル予防対策を実施しています。

2 令和5年度の実施状況

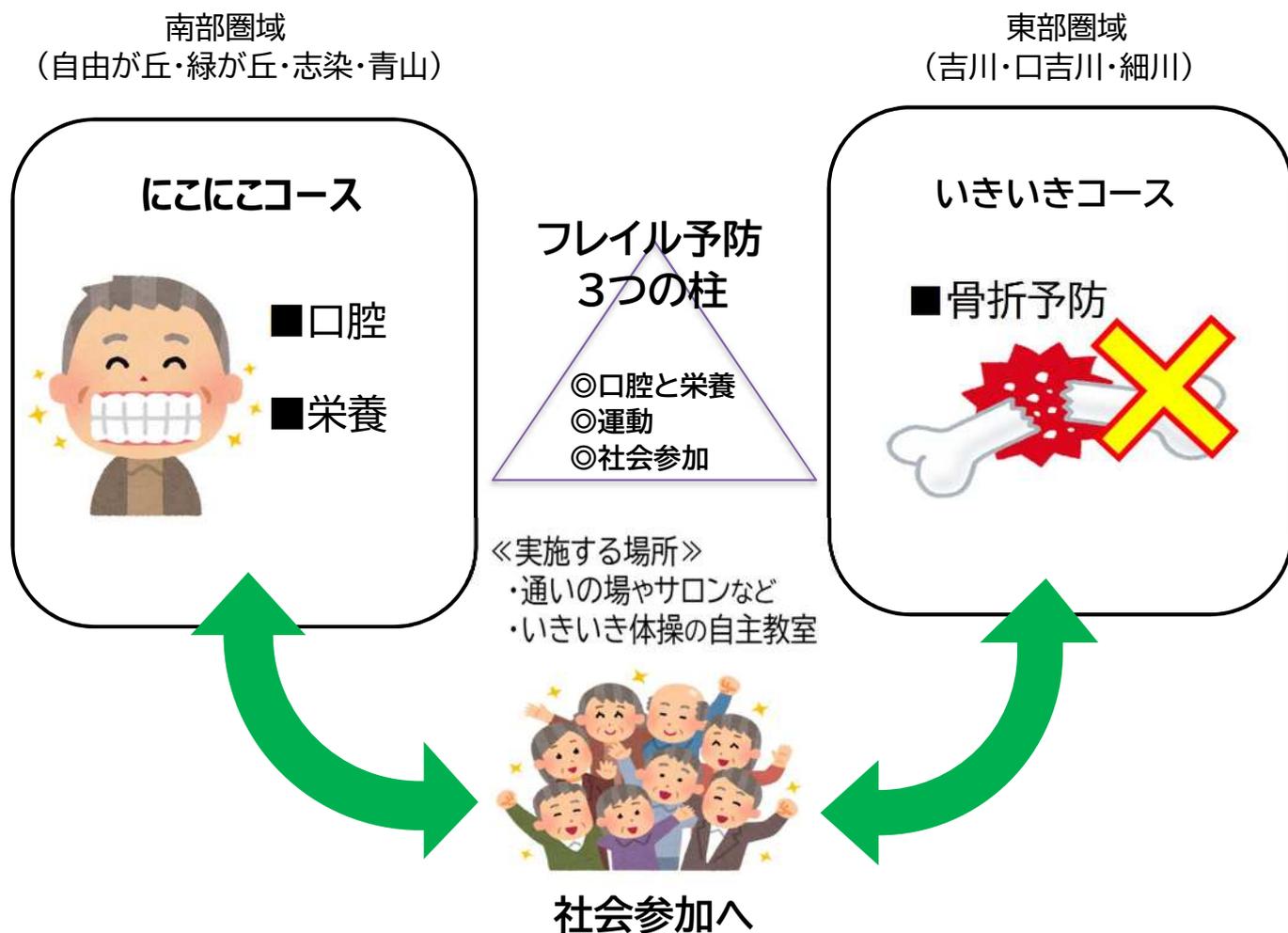
東部圏域（吉川町、口吉川町、細川町）にて「にこにこコース」実施。

3 令和6年度の実施予定

東部圏域（吉川町、口吉川町、細川町）にて「いきいきコース」

南部圏域（自由が丘、緑が丘、志染、青山）にて「にこにこコース」

※令和7年度に、市内全域にて事業を実施する予定



# 令和4年度 後期高齢者の健診・医療・介護等の地区別状況について

(赤字：市平均値との差が大きい注視すべき数値)

令和4年度 健康寿命 (平均自立期間) 男性81.4歳 (R3 80.6歳 0.8歳 ↑up) 県80.4歳 (R3 80.3歳 0.1歳 ↑)  
 女性84.7歳 (R3 84.5歳 0.2歳 ↑up) 県84.8歳 (R3 84.6歳 0.2歳 ↑) KDBシステムより  
 平均寿命 男性81.5歳 (県80.9歳) ・ 女性87.6歳 (県87.1歳) KDBシステムより (令和2年国勢調査による)

項 目	東部圏域			市平均	南部圏域			西部圏域						
	細川	口吉川	吉川		緑が丘	青山	自由が丘	志染	三木	三木南	別所			
概況														
65歳以上の高齢化率(令和5年11月末現在)	46.31%	44.86%	37.91%	35.35%	40.06%	36.81%	41.78%	31.98%	28.34%	35.85%				
75歳以上人口の総人口に占める割合 (令和5年11月末現在)	25.64%	23.42%	19.90%	20.12%	27.20%	20.58%	22.44%	18.69%	16.33%	20.87%				
65歳以上の高齢化の伸び率 (令和5年3月末現在と平成30年3月末現在との比較)	6.03%	4.48%	4.85%	2.54%	-0.06%	7.87%	5.88%	0.33%	3.05%	2.10%				
後期高齢者健診の受診率	8.5%	14.3%	10.6%	12.3%	19.8%	18.3%	9.1%	8.1%	11.6%	9.5%				
健康状態があまりよくない割合	7.9%	10.6%	7.6%	8.2%	7.1%	8.0%	7.9%	9.5%	10.6%	9.7%				
お茶や汁物等でむせる割合	26.3%	17.0%	21.2%	17.8%	15.1%	19.0%	13.2%	16.5%	23.4%	18.6%				
6か月で2~3kg以上の体重減少の割合	2.6%	6.4%	9.1%	9.3%	9.3%	4.3%	5.3%	10.0%	8.5%	14.8%				
この1年間に転倒した割合	31.6%	21.3%	25.8%	17.4%	15.0%	16.4%	18.4%	15.8%	16.0%	23.2%				
同じことを聞くなどの物忘れがある割合	10.5%	4.3%	9.1%	8.8%	8.4%	8.9%	10.5%	7.7%	10.6%	13.5%				
1人当たり医療費 (入院+外来) ※歯科・調剤を除く	766,193 円	897,469 円	954,395 円	823,622 円	761,785 円	768,945 円	775,814 円	860,942 円	843,730 円	815,942 円				
1人当たり入院医療費	442,849 円	558,288 円	640,136 円	457,921 円	394,566 円	395,578 円	432,856 円	492,506 円	445,592 円	431,896 円				
1人当たり外来医療費	323,344 円	339,181 円	314,259 円	365,701 円	367,219 円	373,367 円	342,958 円	368,436 円	398,138 円	384,046 円				
医療	骨折	糖尿病	骨折	骨折	骨折	骨折	骨折	骨折	不整脈	関節疾患				
慢性腎臓病 (透析あり)	骨折	慢性腎臓病 (透析あり)	骨折											
脳梗塞	脳梗塞	脳梗塞	脳梗塞	脳梗塞	脳梗塞	脳梗塞	脳梗塞	脳梗塞	脳梗塞	糖尿病				
不整脈	肺炎	不整脈												
糖尿病	糖尿病	糖尿病	糖尿病	糖尿病	糖尿病	糖尿病	糖尿病	糖尿病	糖尿病	不整脈				
入院している人のうち6か月以上入院している割合	24.9%	19.1%	39.3%	21.4%	11.9%	12.4%	15.6%	23.8%	19.3%	15.8%				
医療費が1か月30万円以上の割合	4.9%	5.9%	8.5%	4.8%	3.9%	4.5%	4.7%	5.0%	4.7%	4.1%				
要介護認定率 (第1号被保険者)	20.7%	19.9%	19.5%	18.3%	18.3%	11.8%	21.6%	19.6%	17.4%	18.7%				
要介護3以上認定率 (令和5年3月分75歳以上)	11.6%	13.1%	12.4%	10.4%	8.4%	10.6%	15.2%	11.4%	9.5%	10.8%				
みっさい☆いきいき体操自主教室数	2	3	7	118	21	3	13	33	5	8				

資料：概況 (福祉課)、健診・生活習慣・質問票調査・医療 (令和4年度累計 KDBシステム)、介護 (令和5年3月末現在 介護保険課)